

公 告

制限付一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 19 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 業 務 名 | 旭駅周辺地区土地区画整理事業等検討業務 |
| (2) 事業場所 | 高知市水源町外 |
| (3) 業務概要 | 旭駅周辺地区整備方針で示された、防災性の向上とよりよい住環境の形成に向けて、過年度に実施した業務の成果等を踏まえ、次期土地区画整理事業等の候補地区である下島町地区(西)・水源町地区・元町地区の事業手法及び防災道路の検討を行う。また、併せて幸町地区の危険密集市街地の改善等の検討を行うもの。 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和 9 年 3 月 15 日まで |
| (5) 予定価格 | 事後公表する。 |
| (6) 最低制限価格 | なし |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

この業務に係る入札に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者。
- (2) 令和 8・9 年度高知市物件等競争入札参加資格者名簿（営業種目コードが調査・測定業務のうち、区分「各種計画策定」）に登録されており、地域要件が市内若しくは準市内である者。
- (3) 公告日から開札日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てがなされた者であつては、再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がなされているもの。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則 28 号）第 4 条各号のいずれかに該当しない者。
- (6) 当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する関係がない者。
 - ア 一方の法人等の代表者（個人事業主を含む。）が、他方の法人等の代表者を現に兼ねている場合
 - イ 組合等（共同企業体を含む。）と当該組合等の構成員
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者。
- (8) 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者。
- (9) 土地区画整理事業に精通した実務経験豊富な管理技術者を定めなければならない。管理技術者は、次のいずれかの要件を満たす者であり、かつ土地区画整理事業の計画に関する実務経験を有する者。
 - ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士（建設部門で専門科目が「都市及び地方計画」または総合技術監理部門で専門科目が「都市及び地方計画」）の資格を有する者。
 - イ 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM 専門技術部門が「都市計画及び地方計画」）資格試験に合格し、同協会が備える「RCCM登録簿」に登録されている者。
 - ウ 建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロの規定により大臣が認定（登録部門が「都市計画及び地方計画」）した者
- (10) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理士の資格を有する者であり、かつ土地区画整理事業の計画に関する実務経験を有する者を主任技術者として定めなければならない。主任技術者は、管理技術者又は照査技術者を兼ねることができない。
- (11) 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格、技術力及び実務経験を有する者でなければならない。照査技術者は、管理技術者又は主任技術者を兼ねることができない。

2 一般競争入札参加資格申請の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類等を提出し、入札参加の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。

(1) 提出書類

- ア 制限付一般競争入札参加申請書
- イ 資格要件確認書
- ウ 業務履行実績調書

(2) 受付場所 高知市役所市街地整備課 (高知県高知市中須賀町 265 番地 6)

(3) 受付期間 令和 8 年 8 月 19 日 9 時から同年 9 月 4 日 16 時 30 分まで

(4) 提出方法 持参又は郵送によること (FAX は認めない。郵送の場合は、書留郵便で送付するものとし、令和 8 年 9 月 4 日 16 時 30 分必着とする。)

3 入札参加資格審査の結果

資格結果通知

申請のあった者には、入札参加資格の結果を入札参加資格結果通知により通知する。

ア 通知予定日 令和 8 年 9 月 9 日

イ 方 法 FAX により通知し、入札参加資格結果通知書は別途交付する。

4 設計図書の閲覧

設計図書の閲覧は次のとおり行うものとする。

(1) 設計図書の閲覧

ア 場 所 高知市役所市街地整備課
(高知県高知市中須賀町 265 番地 6)

イ 期 間 令和 8 年 8 月 19 日 9 時から同年 9 月 15 日 11 時まで

(2) 電子データでの閲覧

ア 場 所 高知市(市街地整備課)ホームページ

イ 期 間 令和 8 年 8 月 19 日から同年 9 月 15 日まで

5 質疑書の受付、回答の時期及び方法

(1) 受付場所 高知市役所市街地整備課

(2) 提出方法 FAX、電子メール又は持参によること。(郵送は認めない。) なお、FAX 又は電子メールにより提出した場合は、電話により着信を確認すること。

(3) 受付期間 令和 8 年 8 月 19 日から同年 8 月 27 日まで

(4) 回答予定時期 令和 8 年 8 月 31 日

(5) 回答方法 高知市(市街地整備課)ホームページに掲載する。

6 入札手続等に関する事項

(1) 提出書類

- ア 入札書
- イ 委任状 (代理入札の場合のみ)

(2) 入札日時等

ア 入札予定日時 令和 8 年 9 月 15 日(火) 午前 11 時

イ 入札場所 高知市役所本庁舎 5 階 527 会議室

7 入札参加資格の喪失

第3項の入札参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が第1項各号に掲げる参加要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の入札に参加することができない。

8 入札条件等に関する事項

- (1) 高知市契約規則第8条の規定により、入札保証金は、免除する。
- (2) 入札の回数は初度の入札を含め3回までとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (4) この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び高知市契約規則第20条の規定に該当する入札は、無効とする。

9 契約締結に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から10日以内に契約を締結すること。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 第1項各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 本市指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (3) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (4) 本業務は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため（請書による場合を除く。）、希望する場合は、落札決定以降直ちに『高知市契約課様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により市街地整備課（kc-170800@city.kochi.lg.jp）に提出すること。

10 契約条項を示す場所

〒780-0937 高知市中須賀町 265 番地 6
高知市役所市街地整備課

電 話：088-823-9377

F a x：088-823-9028

E m a i l：kc-170800@city.kochi.lg.jp

担 当：秦泉寺、松澤